

京都市観光駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第116号

京都市観光駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市観光駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条中「月ぎめ駐車申請書（第1号様式）」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 自家用車等を駐車させる月
- (3) 駐車させる自家用車等に係る車両番号
- (4) 店舗の名称、所在地及び業種
- (5) 申請の理由
- (6) その他指定管理者が必要と認める事項

第7条第1項第1号中「(第2号様式)」を削り、同項第2号中「(第3号様式)」を削り、同項第3号中「及び自転車」を削り、「自動二輪車・自転車駐車券（第4号様式）」を「自動二輪車駐車券」に改め、同項第4号中「(第5号様式)」を削り、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 自転車 自転車駐車券

第7条第2項中「(第6号様式)」を削り、同条第3項中「(第7号様式)」を削る。

第9条第2項中「車両変更承認申請書（第8号様式）」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 変更する期間
- (3) 変更前及び変更後の車両番号
- (4) 変更の理由
- (5) その他指定管理者が必要と認める事項

第10条第1項第1号中「(第9号様式)」を削り、同項第2号中「(第10号様式)」を

削り、同項に次の1号を加える。

(3) 自動二輪車 自動二輪車回数駐車券

第10条第5項を同条第6項とし、同条第4項後段中「(第11号様式)」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 自動二輪車回数駐車券は400円券11枚つづりとし、その額は4,000円とする。

別表1備考以外の部分中

「

自動二輪車及び自転車
------------

200
-----

 を

「

自動二輪車	400
自転車	200

 に、

「

800
-----

 を 

1,000
-------

 に改め、同表

2備考以外の部分中 

自動二輪車及び自転車
------------

300
-----

 を

「

自動二輪車	600
自転車	300

 に、

「

1,000
-------

 を 

1,200
-------

 に改める。」

第1号様式から第11号様式までを削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(建設局土木管理部自転車政策課)